

株 主 各 位

大阪市淀川区新高二丁目7番13号

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤 岡 洋 一

第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

本年3月の東日本大震災により、被災されました株主の皆様には心よりお見舞い申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、お手数ながら後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」をご検討くださいます。同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成23年5月26日（木曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市淀川区西中島五丁目5番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間
(末尾記載の株主総会会場ご案内略図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項
報告事項 第63期（平成22年3月1日から平成23年2月28日まで）事業報告
及び計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役2名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件
- 第6号議案 役員賞与支給の件

各議案の概要は、後記の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」（26頁から30頁まで）に記載のとおりであります。

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.daiken.ne.jp>）に掲載させていただきます。

【添付書類】

事業報告

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新興国を中心とした海外の経済成長を背景に、輸出や設備投資の増加が見られ、政府経済対策の効果等により企業業績は緩やかな回復の兆しが見られました。しかし、円が高止まりする中、経済対策の駆け込み需要の反動減や政策の先行き不透明感により、消費者マインドは横ばいであり、景気の本格的な回復には至りませんでした。

建築金物業界におきましては、住宅市場を含む建設市場はリーマンショック後、本格的な回復には至っていないものの、エコポイント制度等の補助金制度や住宅ローン減税等の税制措置の効果により、持ち家をはじめ大都市圏を中心としたマンション販売に回復の兆しがあり、新設住宅着工戸数に回復が見られました。また、オフィスビル等の建築需要は、都市型の大型開発等も増加いたしました。空室率は増加傾向にあり反動減の懸念があります。当業界の先行き需要に対するシェア確保のための企業間競争は厳しく、当業界での経営環境は依然として極めて厳しい状況が続きました。

このような状況の下、当社は主力の建築金物において、引き続き住宅市場の回復及び高齢者向け医療施設などの増加の流れに対して、引き戸及び開き戸の引き込み装置の新規投入により、引き戸クローザー関連を強化しました。また、高気密・高断熱など省エネ機能タイプの点検口等の拡販に努力をまいりました。更に、比較的工期が短い中小のオフィスビルや賃貸集合住宅の建設に対応する製品の販路拡大及びリフォーム需要の開拓のため、アルミ軽量庇、木目調の外装ルーバーの製品開発を進めてまいりました。また、エクステリアでは、スチール製ゴミ置き場、自転車置き場ルーフ・ラック等の品揃えを進めてまいりました。

生産部門では国内6拠点の工場で、それぞれ製品の品質改善を進めるとともに、物流コストや原材料費の低減、在庫削減等を実施し収益の確保に取り組んでまいりました。(兵庫工場においてはISO14000を取得することができました。)

その結果、当事業年度の営業成果につきましては、売上高は前期比4.9%減の95億80百万円となり、営業利益は原材料価格が比較的安定したことなどにより、前期比45.7%増の5億70百万円となり、経常利益は前期比54.8%増の5億81百万円となりました。当期純利益は、減損損失43百万円による影響がありましたが、前期比52.2%増の2億99百万円となりました。

品目別の売上状況については、次のとおりであります。

(単位：千円)

分 類	金 額	構成比	主 要 製 品 名
建 築 金 物	4,186,276	43.7%	ドアハンガー、ハンガーレール 点検口、ピット、カーテンレール
外 装 用 建 材	1,246,140	13.0%	金属製笠木、外装・目隠しパネル
建 材	5,432,417	56.7%	————
エ ク ス テ リ ア	3,222,562	33.6%	物置、ガレージ、自転車置場
そ の 他	762,010	8.0%	家庭金物、施工
小 計	9,416,990	98.3%	————
不 動 産 事 業 収 入	163,826	1.7%	不動産賃貸
合 計	9,580,816	100.0%	

(2) 設備投資等の状況

当事業年度の設備投資の総額は、2億12百万円であります。その主なものは、内製化のための機械装置及び金型などであります。

(3) 資金調達の状況

当事業年度中に新たな増資、社債発行などによる資金調達は実施しておりません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当する事項はありません。

(8) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新興国や欧米の市況回復の好影響とともに、国内の消費市況に好転の兆しがあるものの、一部外国の政情不安から連鎖して、各種原材料価格や輸入品物価に悪影響を及ぼす懸念が高く、また、国内政策の先行きや景気の回復には不透明感が強く、依然として予断を許さない状況が続くと予想されます。

このような経営環境の下ではありますが、高齢化社会や環境問題・住宅の高機能化にも配慮し、ユーザーの視線にたった商品開発を最重要課題の一つと捉え、製造方法や販路の見直しも実現することで付加価値の高い事業構造へ改善してまいり所存であります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご理解をいただき、ご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

(単位：千円)

区 分 \ 期 別	第 60 期 (平成20年 2 月期)	第 61 期 (平成21年 2 月期)	第 62 期 (平成22年 2 月期)	第63期(当期) (平成23年 2 月期)
売 上 高	13,067,313	11,474,165	10,077,784	9,580,816
経 常 利 益	609,694	299,402	375,855	581,985
当 期 純 利 益	353,295	84,687	196,975	299,846
1株当たり当期純利益	60円07銭	14円40銭	33円51銭	51円02銭
総 資 産	13,507,980	13,805,485	12,730,083	12,532,283
純 資 産	9,241,239	9,212,445	9,331,489	9,549,282

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数(自己株式を除く。)に基づき算出し、銭未満を四捨五入して表示しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

該当する事項はありません。

(11) 主要な事業内容

当社は、建築金物、外装用建材、エクステリア製品等の製造、販売を行っており、また、製品の取付け工事を行っております。更に、不動産賃貸事業を営んでおります。

(12) 主要な営業所及び工場

本 社 大阪市淀川区新高二丁目 7 番13号

支店・営業所

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
札幌支店	札幌市中央区	神奈川営業所	横浜市西区
東京支店	東京都墨田区	静岡営業所	静岡市駿河区
名古屋支店	愛知県一宮市	岡山営業所	岡山市東区
大阪支店	大阪市淀川区	福岡営業所	福岡市博多区
仙台営業所	仙台市宮城野区	広島営業所	広島市中区
盛岡営業所	岩手県盛岡市	東京西出張所	東京都東大和市
埼玉営業所	さいたま市北区		

工 場

名 称	所 在 地	名 称	所 在 地
室蘭工場	北海道室蘭市	兵庫工場	兵庫県加西市
成田工場	千葉県富里市	岡山工場	岡山市東区
十三工場	大阪市淀川区	津山工場	岡山県津山市

(13) 従業員の状況

区 分	従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 令	平均勤続年数
男 性	261名	△7名	43.1歳	19年
女 性	42名	—	38.9歳	11年
合計または平均	303名	△7名	42.5歳	18年

(注) 従業員数には、臨時従業員及び嘱託社員（計27名）並びに当社から関係会社への出向者（計4名）は含んでおりません。

(14) 主要な借入先

(単位：千円)

借 入 先	借 入 額
シンジケーション方式コミットメントライン(注)	300,000

(注) 株式会社りそな銀行を幹事とし、株式会社みずほ銀行ほか2社の協調融資によるものであります。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 21,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,970,480株 (うち自己株式 94,182株)
- (3) 株 主 数 474名 (前期末比98名増)
- (4) 大 株 主

(単位：千株)

株 主 名	持 株 数	持株比率
藤 岡 洋 一	1,115	18.9%
ダ イ ケ ン 従 業 員 持 株 会 社	412	7.0%
ダ イ ケ ン 取 引 先 持 株 会 社	401	6.8%
藤 岡 秀 一	298	5.0%
押 木 光 三	251	4.2%
株式会社 り そ な 銀 行	243	4.1%
藤 岡 純 一	237	4.0%
糸 井 孝 子	207	3.5%
S I X S I S L T D.	192	3.2%
株式会社 三 井 住 友 銀 行	185	3.1%

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算し、小数点第2位を切り捨てて表示しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当する事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	藤 岡 秀 一	社団法人東淀川納税協会会長 日本建築金物工業厚生年金基金理事長
代表取締役社長	藤 岡 洋 一	
常 務 取 締 役	岡 本 峰 生	製造管理部長
取 締 役	松 井 浩 治	営業本部長
取 締 役	田 淵 敦 司	経理部長
取 締 役	田 井 誠 二 郎	新規事業開発部長
取 締 役	仲 川 昌 則	製造管理部部長
常 勤 監 査 役	小 畑 芳 三	
監 査 役	阿 部 幸 孝	三和総合法律事務所代表
監 査 役	橋 田 光 正	りょうざん会計事務所所長 東陽監査法人代表社員

(注) 1 当期中の監査役の異動

平成22年5月21日開催の第62回定時株主総会において、新たに阿部幸孝氏及び橋田光正氏は監査役に選任され、それぞれ就任いたしました。

2 監査役阿部幸孝氏及び監査役橋田光正氏は社外監査役であります。

3 常勤監査役小畑芳三氏は、株式会社りそな銀行に長年在籍し財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

4 監査役阿部幸孝氏は、法曹として豊富な経験を有しコンプライアンス等に関する相当程度の知見を有しております。

5 監査役橋田光正氏は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

6 監査役橋田光正氏は、大阪証券取引所が義務付ける独立役員であります。

(ご参考) 当期末における執行役員は次のとおりであります。

氏 名	役 名
野 平 誠	執行役員 製造管理部部長
北 脇 昭	執行役員 総務部長
奥 野 幸 和	執行役員 兵庫工場長
北 川 淳 二	執行役員 津山工場長

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	支 給 額
取 締 役	7名	124,082千円
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	15,277千円 (2,070千円)
計	10名	139,360千円

- (注) 1 平成8年5月29日の株主総会の決議による取締役の報酬限度額(ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まず)は、年額200,000千円及び監査役の報酬限度額は、年額50,000千円であります。
- 2 支給額には、当事業年度中に役員退職慰労引当金繰入額として費用処理した14,500千円(取締役13,300千円、監査役1,200千円)及び第63回定時株主総会において決議予定の役員賞与20,000千円(取締役18,000千円、監査役2,000千円)が含まれております。
- 3 上記のほか、次の支払いがあります。
使用人兼務取締役の使用人給与相当額 36,077千円

(3) 社外役員に関する事項

- ①重要な兼職先と当社との関係
兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監査役	阿 部 幸 孝	平成22年5月21日付で当社監査役(社外)に就任し、就任後開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会7回すべてに出席しました。長年弁護士としての経験を活かし、専門的見地から、適宜、必要な発言を行っております。
監査役	橋 田 光 正	平成22年5月21日付で当社監査役(社外)に就任し、就任後開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会7回すべてに出席しました。公認会計士としての豊富な経験や知見から、適宜、必要な発言を行っております。

③責任限定契約の概要

当社は、会社法第427条第1項及び定款第33条の規定により、各社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 20,000千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第1項及び定款第37条の規定により、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限定額は、法令の定める最低限度額となります。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は監査役全員の合意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的とすることを請求します。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制について、取締役会で決議した内容の概要は次のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 当社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動指針を定め、取締役が、率先して研修等へ参加することを通じて、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員が事業活動のあらゆる局面において、コンプライアンス規程に従い実践するよう周知徹底します。

- ② 内部監査室は、総務部と連携のうえコンプライアンスの状況を監視するとともに、随時取締役会に報告します。
- ③ 当社は、コンプライアンスに係る問題等を発見した場合の報告ルールを定めるとともに、通常の報告ルートの他に公益通報制度を設け、その利用につき役員に周知し運営します。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や各取締役が職務権限規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、法令及び社内規程に基づき、定められた期間保存します。また、取締役及び監査役はそれらの文書を随時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

全社的なリスク状況への対応については、別途定められた「危機管理規程」に基づき各部門への浸透を図ります。各部門の所管業務に付随するリスク管理は当該部門が行い、各事業部門の長は、定期的にリスク管理の状況を担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において、改善策を審議・決定します。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は目標の明確な付与等を通じて市場競争力の強化を図るために、年度予算を策定し、それに基づく業績管理を行うとともに、別途定める社内規程に基づく、職務権限及び意思決定ルールにより、適正かつ効率的に職務の執行が行われる体制をとるものとします。

(5) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、当社及び子会社等と重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要事実について相互に情報確認を行い、適切なリスク管理に努めます。

また、当社と子会社等との間における取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切に管理するとともに、不適切な取引または会計処理を防止するため、内部監査室は監査役及び監査契約を締結した監査人と十分な情報交換を行うものとします。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、従業員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員はその命令に関して、取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとします。

また、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くこととし、その人事については、あらかじめ監査役の同意を必要とします。

(7) 取締役・使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、部門長会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び従業員にその説明を求めるものとします。

取締役または従業員は、監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び子会社等の財務及び事業に重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況、内部者通報による通報状況及びその内容をすみやかに報告する体制を整備し、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役の協議により決定します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定します。
- ② 監査役は、法律上の判断を必要とする場合は、随時顧問弁護士に専門的な立場からの助言を受け、会計監査業務については、監査契約を締結した監査人に意見を求めるなど必要な連携を図ります。

(9) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの構築を行います。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うものとします。

(10) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

当社は、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを「行動指針」に定め、基本方針とします。また、必要に応じて警察、顧問弁護士などの外部の専門機関とも連携をとり、体制の強化を図ります。

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成23年2月28日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,523,522	流動負債	2,716,432
現金及び預金	1,614,810	支払手形	346,545
受取手形	1,855,896	買掛金	1,300,960
売掛金	1,844,059	短期借入金	300,000
商製品	3,503	未払金	199,952
製成品	588,914	未払法人税等	200,970
原材料	310,397	未払消費税等	17,397
仕掛品	156,167	未払費用	125,381
貯蔵品	22,163	預り金	28,217
前払費用	7,385	前受収益	6,225
繰延税金資産	104,612	賞与引当金	162,000
未収入金	14,994	役員賞与引当金	20,000
その他の流動資産	1,359	その他の流動負債	8,782
貸倒引当金	△742	固定負債	266,567
固定資産	6,008,760	役員退職慰労引当金	200,675
有形固定資産	5,045,861	その他の固定負債	65,892
建物	2,391,936	負債合計	2,983,000
構築物	54,166	純資産の部	
機械及び装置	298,047	株主資本	9,563,901
車両運搬具	7,807	資本金	481,524
工具器具備品	92,958	資本剰余金	250,398
土地	2,187,454	資本準備金	249,802
建設仮勘定	13,490	その他資本剰余金	596
無形固定資産	43,976	利益剰余金	8,885,877
特許権	97	利益準備金	120,381
ソフトウェア	24,205	その他利益剰余金	8,765,496
電話加入権	13,848	固定資産圧縮積立金	1,424
その他の無形固定資産	5,825	別途積立金	7,300,000
投資その他の資産	918,922	繰越利益剰余金	1,464,071
投資有価証券	278,919	自己株式	△53,898
関係会社株	20,000	評価・換算差額等	△14,619
出資	2,475	その他有価証券評価差額金	△14,619
破産更生債権	2,835	純資産合計	9,549,282
長期前払費用	9,976	負債及び純資産合計	12,532,283
保険積立	482,882		
会員権	100,400		
繰延税金資産	22,575		
その他の投資	32,317		
貸倒引当金	△33,459		
資産合計	12,532,283		

損 益 計 算 書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		9,580,816
売 上 原 価		6,324,059
売 上 総 利 益		3,256,757
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,686,114
営 業 利 益		570,642
営 業 外 収 益		47,827
受 取 利 息 及 び 配 当 金	7,527	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	40,300	
営 業 外 費 用		36,485
支 払 利 息	2,678	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	33,806	
経 常 利 益		581,985
特 別 利 益		1,224
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,224	
特 別 損 失		44,033
減 損 損 失	43,461	
そ の 他 の 特 別 損 失	572	
税 引 前 当 期 純 利 益		539,175
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		244,850
法 人 税 等 調 整 額		△5,521
当 期 純 利 益		299,846

株主資本等変動計算書

(平成22年3月1日から
平成23年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金	固定資産 圧縮積立金
平成22年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	1,861	7,300,000
当 期 変 動 額							
自己株式の取得							
剰余金の配当							
当期純利益							
固定資産圧縮積立金の取崩						△436	
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△436	—
平成23年2月28日残高	481,524	249,802	596	250,398	120,381	1,424	7,300,000

(単位：千円)

	株 主 資 本				評価・換算差額等		純資産合計
	利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	その他利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計					
平成22年2月28日残高	1,234,315	8,656,557					△53,520
当 期 変 動 額							
自己株式の取得			△377	△377			△377
剰余金の配当	△70,526	△70,526		△70,526			△70,526
当期純利益	299,846	299,846		299,846			299,846
固定資産圧縮積立金の取崩	436	—		—			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額(純額)					△11,149	△11,149	△11,149
当期変動額合計	229,756	229,320	△377	228,942	△11,149	△11,149	217,792
平成23年2月28日残高	1,464,071	8,885,877	△53,898	9,563,901	△14,619	△14,619	9,549,282

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に関する注記

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 子 会 社 株 式 移動平均法による原価法

② その他有価証券

(a) 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

(b) 時価のないもの 移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

先入先出法による原価法 (収益性の低下による簿価切下げの方法により算定)

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(a) 建物 (建物付属設備は除く)

平成10年3月31日以前に取得したもの	旧定率法
平成10年4月1日から平成19年3月31日までに取得したもの	旧定額法
平成19年4月1日以降に取得したもの	定額法

(b) 建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの	旧定率法
平成19年4月1日以降に取得したもの	定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15～50年

機 械 及 び 装 置 10年

また、10万円以上20万円未満の少額減価償却資産については、3年間で均等償却する方式を採用しております。

② 無形固定資産 定額法

ただし自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間 (5年) に基づく定額法

③ 長期前払費用 定額法

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、当期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③ 役員賞与引当金

役員に支給する賞与の支払に備えるため、当期末における支給見込額を計上しております。

④ 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(6) リース取引の処理の方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(7) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	6,355,147千円
(2) 資金調達の機動性及び安定性を高めるため、取引銀行4行とシンジケーション方式によるコミットメントライン契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。	
コミットメントラインの総額	2,000,000千円
借入実行残高	300,000千円
差引額	1,700,000千円
(3) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
短期金銭債権	11,051千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

52,291千円

営業取引以外の取引による取引高

業務管理手数料等

35,260千円

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	種 類	場 所
厚生施設	土地・建物	兵庫県加西市

当社は、減損損失の算定に当たり、他の資産又は資産グループから概ね独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位によって資産のグルーピングを行っております。

なお、遊休資産については、個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

減損損失を認識した遊休資産は、売却予定であったため、帳簿価額を売却予定額まで減額し、減損損失(43,461千円)として特別損失に計上しております。内訳は、土地(41,139千円)、建物(1,543千円)、その他(778千円)であります。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	5,970,480株		—		—	5,970,480株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数

株式の種類	前事業年度末	増	加	減	少	当事業年度末
普通株式	93,238株		944株		—	94,182株

(注) 当事業年度の増加の概要

単元未満株式の買取請求による増加 944株

(3) 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

(4) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成22年5月21日 定時株主総会	普通株式	70,526千円	12円00銭	平成22年 2月28日	平成22年 5月24日

(5) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成23年5月26日 定時株主総会	普通株式	繰越利益 剰余金	70,515千円	12円00銭	平成23年 2月28日	平成23年 5月27日

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 繰延税金資産	
賞与引当金	64,800千円
未払事業税等	19,307千円
役員退職慰労引当金	80,270千円
減損損失	19,662千円
その他	53,674千円
小計	237,714千円
評価性引当額	△109,404千円
合計	128,309千円
(2) 繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	1,121千円
合計	1,121千円
繰延税金資産の純額	127,188千円

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成21年2月28日以前のリース取引

(1) 当事業年度の末日におけるリース物件の取得価額相当額	21,028千円
(2) 当事業年度の末日におけるリース物件の減価償却累計額相当額	18,297千円
(3) 当事業年度の末日におけるリース物件の未経過リース料相当額	2,731千円

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については余資を短期の定期性預金等安全性の高い金融資産で運用しております。また、資金調達については自己資金又は銀行借入で賄う方針であります。なお、デリバティブ取引については、現在利用しておりません。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、その一部の外貨建ての営業債権は、為替のリスクに晒されております。投資有価証券は、主として取引先企業との業務に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、原材料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替のリスクに晒されております。借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。これらは、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、短期の支払期日のみであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(a) 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

取引先与信限度規程に従い、営業債権について、営業本部が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

(b) 市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

外貨建て債権・債務については、定期的に為替相場等を把握しております。投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

(c) 資金調達に係るリスク(支払期日に支払を実行できなくなるリスク)の管理

各部署からの報告に基づき経理部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を売上高の2ヶ月分相当に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

⑤ 信用リスクの集中

当事業年度末日における営業債権のうち27%が特定の大口顧客に対するものであります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

当事業年度末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照ください。）。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1)現金及び預金	1,614,810	1,614,810	—
(2)受取手形	1,855,896	1,855,896	—
(3)売掛金	1,844,059	1,844,059	—
(4)投資有価証券	268,832	268,832	—
資 産 計	5,583,599	5,583,599	—
(1)支払手形	346,545	346,545	—
(2)買掛金	1,300,960	1,300,960	—
(3)短期借入金	300,000	300,000	—
負 債 計	1,947,505	1,947,505	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資 産

(1)現金及び預金、(2)受取手形及び(3)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4)投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所の価格によっております。

その他投資有価証券における種類ごとの取得原価、貸借対照表計上額及びこれらの差額は次のとおりであります。

表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価格であります。なお、当事業年度において減損の対象となったものはありません。また、当事業年度中の売却はありません。

	種類	取 得 原 価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差 額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	81,451	106,510	25,058
	小計	81,451	106,510	25,058
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	211,745	162,321	△49,423
	小計	211,745	162,321	△49,423
合 計		293,197	268,832	△24,365

負 債

(1)支払手形、(2)買掛金及び(3)短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表計上額(千円)
非 上 場 株 式	10,087

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4)投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権の当事業年度末日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
預 金	1,605,579	—	—	—
受 取 手 形	1,855,896	—	—	—
売 掛 金	1,844,059	—	—	—

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

8. 賃貸等不動産に関する注記

当社では、大阪府その他の地域において、賃貸用のマンション等(土地を含む)を有しております。当事業年度における当該賃貸等不動産に関する賃貸損益は80,336千円(賃貸収益は売上高の不動産賃貸収入に、賃貸費用は売上原価の不動産賃貸原価に計上)、減損損失43,461千円(特別損失に計上)であります。

賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動並びに当事業年度末における時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

貸借対照表計上額(千円)			当事業年度末に おける時価(千円)
前事業年度末残高	当事業年度増減額	当事業年度末残高	
1,020,819	△33,319	987,500	1,797,023

(注) 1 貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

2 主な変動

増加は、事業用不動産から遊休不動産への振替66,527千円であります。

減少は、減損損失42,682千円、減価償却費33,319千円及び不動産売却23,845千円であります。

3 時価の算定方法

主要な物件については、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいた金額であります。その他の物件については、一定の評価額や適切に市場価格を反映していると考えられる指標に基づいて自社で算定した金額であります。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,625円05銭
(2) 1株当たり当期純利益	51円02銭

11. 重要な後発事象に関する注記

沢建商株式会社の株式の取得の中止

平成23年3月17日開催の取締役会において、同社株式取得手続きの中止を決議いたしました。

(取引中止の理由)

平成22年12月17日開催の取締役会において、沢建商株式会社が属する建築業界での営業力におけるシナジー効果を目的として、同社を100%子会社化することを決議いたしました。

しかし、その後の手続き過程において、双方の経営管理に関する様々なシステムの違いについて、マネジメント統合のためのコストと時間が当初見込みより多大に必要となることが判明し、その解消に向け双方協議してまいりましたが解消し得ず、双方の円満なる合意のもとに株式取得手続きを中止しました。

(業績に与える影響)

この株式取得の中止が当社の業績に与える影響は、軽微であります。

12. その他の注記

記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

平成23年4月19日

株式会社ダイケン
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 荒井憲一郎 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 和田林一毅 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ダイケンの平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成22年3月1日から平成23年2月28日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の遂行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成23年4月20日

株式会社ダイケン 監査役会

常勤監査役 小 畑 芳 三 ㊞
社外監査役 阿 部 幸 孝 ㊞
社外監査役 橋 田 光 正 ㊞

以 上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 **ダイケン**

代表取締役社長 藤岡 洋一

2. 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営における重要政策の一つであると考えており、将来の事業展開を考慮しつつ、企業基盤の強化を図りながら、安定的な配当を行うことを基本方針としております。

第63期期末配当につきましては、当社は1株当たり当期純利益が65円を上回る場合は、普通配当12円に加え2円を配当することを基本方針としておりますが、遺憾ながら1株当たり当期純利益が65円を割り込む結果となりましたので、基本方針に従い普通配当12円といたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金12円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は70,515,576円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成23年5月27日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、企業基盤の強化及び設備投資等、将来の事業展開に備えるため、下記のとおりといたしたいと存じます。

① 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 200,000,000円

② 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 200,000,000円

第2号議案 取締役2名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役 岡本峰生氏、松井浩治氏、田淵敦司氏の3名が任期満了となります。つきましては、取締役2名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
松井浩治 (昭和27年8月17日生)	昭和50年4月 当社入社 平成4年3月 当社名古屋営業所長 平成7年3月 当社神奈川営業所長 平成10年3月 当社営業本部課長 平成13年3月 当社営業本部次長 平成17年5月 当社執行役員営業本部部長 平成19年5月 当社取締役営業本部部長 現在に至る	5,200株
田淵敦司 (昭和33年2月14日生)	昭和56年3月 当社入社 平成5年3月 当社社長室課長代理 平成17年3月 当社経理部次長 平成17年5月 当社執行役員経理部長 平成19年5月 当社取締役経理部長 現在に至る	4,400株

(注) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第3号議案 監査役1名選任の件

本定時株主総会終結の時をもって監査役 小畑芳三氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
小畑芳三 (昭和31年3月10日生)	昭和54年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 平成14年3月 大和銀行信託銀行株式会社（現りそな銀行株式会社）出向 平成18年4月 当社内部監査室 出向 平成19年3月 当社入社 内部監査室長 平成19年5月 当社監査役 現在に至る	—

(注) 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役の候補者は次のとおりであり、石松靖之氏は監査役小畑芳三氏の補欠として、土田壮太郎氏は社外監査役阿部幸孝氏及び橋田光正氏の補欠としての候補者であります。

なお、あらかじめ選任された補欠監査役の選任の効力は、次期定時株主総会が開催されるまでの間となります。

また、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
石松靖之 (昭和26年7月28日生)	昭和45年3月 当社入社 平成17年3月 経理部次長 現在に至る	13,330株
土田壮太郎 (昭和50年3月15日生)	平成22年1月 大阪弁護士会登録 同月 三和総合法律事務所入所 現在に至る	—

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 上記の候補者のうち、土田壮太郎氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 補欠の社外監査役候補者に関する事項は、以下のとおりであります。
- (1) 社外監査役候補者の選任理由及び独立性
- ①土田壮太郎氏は弁護士の資格を有し、経験と見識等をもとに、コンプライアンスの面での監査が期待できると判断したからであります。
- ②同氏は、過去5年間に当社または当社の特定関係事業者（会社法施行規則第2条第3項第19号の規定によります。以下同じ。）の業務執行者（同規則同条同項第6号の規定によります。以下同じ。）となったことはありません。
- ③同氏は、当社または当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産（監査役としての報酬を除きます。）を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ④同氏は、当社または当社の特定関係事業者の業務執行者の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者ではありません。
- (2) 補欠の社外監査役との責任限定契約
- 土田壮太郎氏が原案どおり選任され、就任された場合には、定款第33条の規定に基づき、会社法第427条第1項で定める責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

第5号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本定時株主総会終結の時をもって取締役を任期満了により退任されます岡本峰生氏に在任中の労に報いるため、当社における一定の基準による相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することし、その具体的金額、贈呈の時期、方法等は取締役会にご一任願いたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
岡本峰生	平成9年5月 当社取締役建材事業部長 平成13年5月 当社取締役建材事業部長兼エクステリア事業部長 平成20年3月 当社取締役製造管理部長 平成20年5月 当社常務取締役製造管理部長 現在に至る

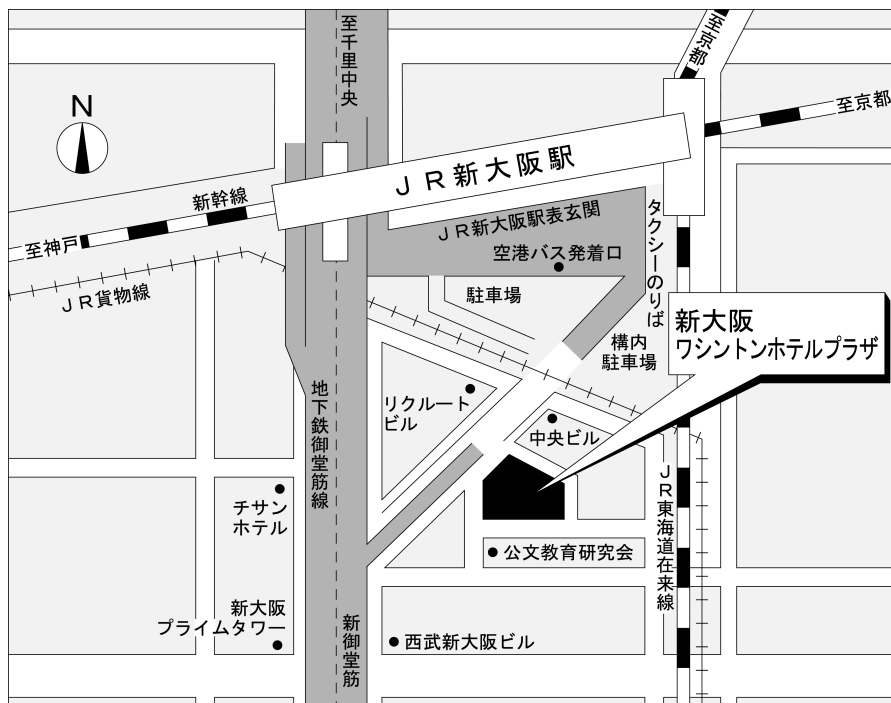
第6号議案 役員賞与支給の件

当期末時点の取締役7名及び監査役1名に対し、当期の業績を勘案して、役員賞与総額20,000千円(取締役分18,000千円、監査役分2,000千円)を支給することとしたいと存じます。

以上

株主総会会場ご案内略図

場 所 大阪市淀川区西中島五丁目 5 番15号
新大阪ワシントンホテルプラザ 2階 若竹の間



最寄の交通機関

- 徒歩

J R 新大阪駅正面口から……………徒歩約 3 分

地下鉄新大阪駅 7 番出口から……………徒歩約 3 分

— お願い —

駐車場のご用意がございませんので、ご了承のほどお願い
申し上げます。